<廃業届を必要とする場合>

次の各号に該当するときは、廃業届けの提出が必要となります。

- 1. 建築士事務所の種別を変更するとき 例(1) 一級建築士事務所から二級建築士事務所への登録変更
- 2. 事務所の開設者を個人から法人に、あるいは法人から個人に変更するとき
- 3. 開設者(個人)の死亡、破産、又はその他の事由により事務所を閉鎖したとき
- 4. 開設者(法人)の破産、合併、又はその他の事由により事務所を閉鎖したとき

○廃業届の要領

建築士事務所廃業届(様式4)に建築士事務所登録通知書及び登録申請書副本を添 えて下記により提出をする。

記

廃業理由	提出者	提出期日	提出先
①建築士事務所の種別を変更するとき等 ②建築士事務所の開設者を個人から法人に変更するとき等 ③個人事務所の開設者が変更になるとき	開設者	新規の事務 所登録申請 書を提出す るとき	(一社)熊本県建築士事務所協会持参又は
④開設者が事務所を閉鎖したとき	開設者であった者		
⑤開設者が死亡したとき	相 続 人	事務所を閉	協会
⑥開設者が破産したとき	破 産 管 財 人	鎖した日か	持参
⑦法人が合併により解散したとき	法人の役員であった者		又は
⑧法人が破産、又は合併以外の事由 により解散したとき	精 算 人	以内	郵送

() 建築士事務所廃業届						
下記建築士事務所は、() のため廃業しましたので、 関係書類を添え建築士法第23条の7の規定に基づき届けます。						
指定事務所登録機関 一般社団法人 熊本県建築士事		年 様	月	Ħ		
届出者 住所 〒						
氏名						
(名称及び代表者名)						
1. 登録年月日	□平成 □令和	年	月	日		
2. 登録番号	第		号	号		
3. 建築士事務所の名称						
4. 建築士事務所の所在地						
5. 開設者氏名 (名称及び代表者名)						
受 付 印	備考 ※添付書類 ①建築士事 ②登録申請	-務所登録通知 :書副本	書			

※廃業する前までの建築士事務所業務報告書(23条の6)は提出が必要となります。